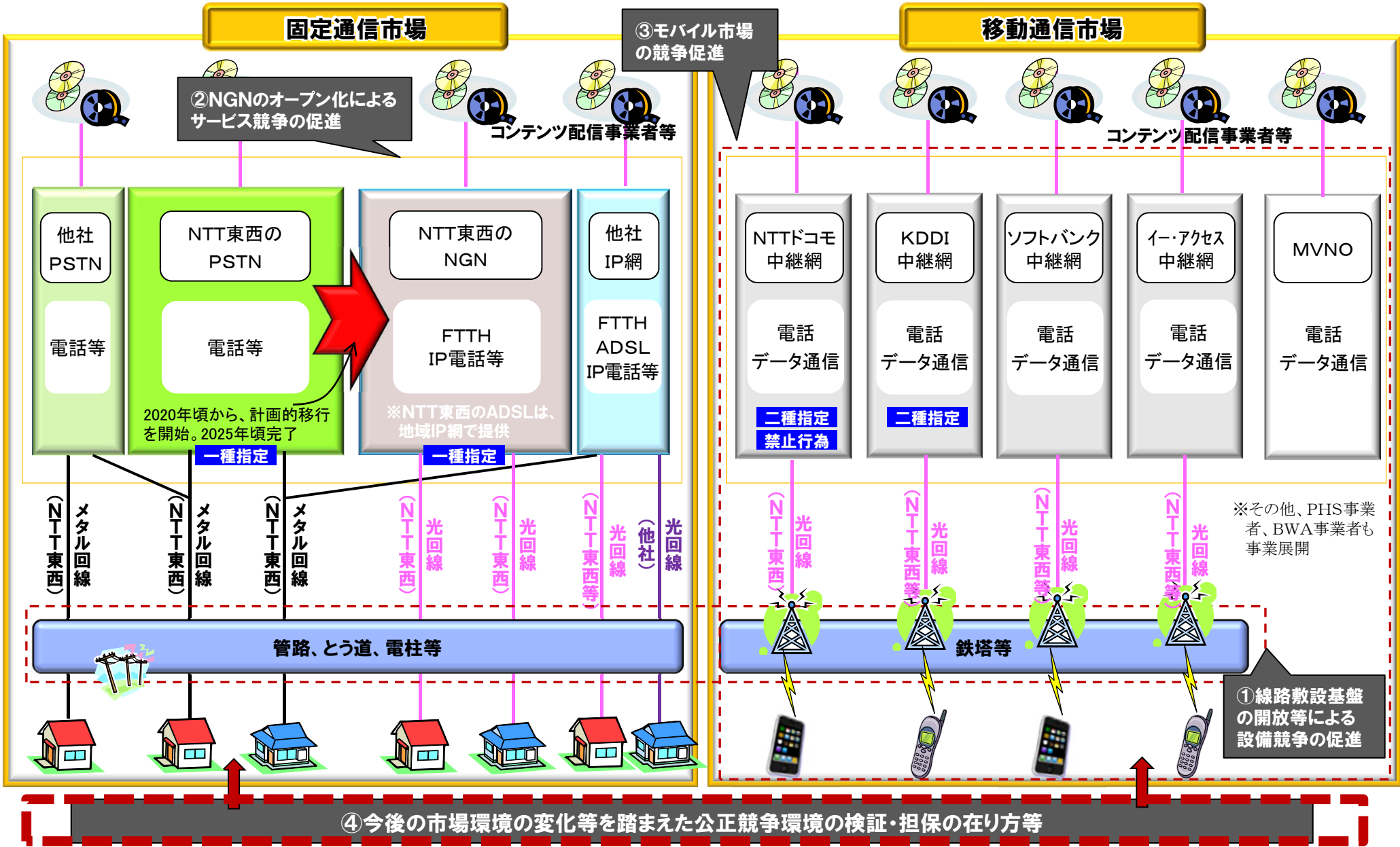


公正競争環境の検証等

平成23年9月9日
総務省総合通信基盤局

競争ルール検討の基本的枠組

固定通信市場と移動通信市場において、設備競争とサービス競争のバランスを図りながら、競争政策を推進。



■「『光の道』構想に関する基本方針(平成22年12月14日公表)」において、合同部会(※)の最終とりまとめに盛りこまれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年後を目途に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行うこととされている。現在、検証の制度として競争セーフガード制度及び競争評価制度が運用されているが、今後行う検証において既存の制度の運用等を踏まえどのような検証を行っていくべきと考えるか。

(※)グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース「過去の競争政策のレビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」

競争セーフガード制度に関する意見

①検証の対象

- ネットワークレイヤに限定せず、利用視点に立ってコンテンツ・アプリケーションや端末等までを含めた情報通信市場全体で検証すべき。【NTT持株】
- 非指定事業者の不透明な相互接続料算定により携帯電話事業者間の相互接続料格差が拡大している現状や、ネットワークレイヤを中心とした国内競争から上位/下位レイヤを含めた競争のグローバル化が急速に進展する市場環境の変化を踏まえ、NTTグループ以外の事業者が公正競争に与える影響も検証を行う仕組みが必要。【NTTドコモ】

②検証の手法

- 競争阻害事案の収集、調査、検証過程において、総務省がより能動的に関与を行うべき。【SB】
- 社内体制、取引情報、人事情報、営業・会議情報をはじめとする詳細な情報の報告等をNTT東西に義務付けすべき。【KDDI】

③その他

- NTT東西から報告された内容を含む競争セーフガード制度で指摘された事項と検証結果を総合的にチェックするため、審議会下の専門委員会又は既存の紛争処理委員会といった、公開された審議の場を設けることが必要。【KDDI】
- 独立した検証機関によるダブルチェックを行うべき。【SB】

- 客観的検証可能性を高めるために、中立的機関による監査スキーム等を導入すべき。【EA、SB、J:COM、K-OP】
- 超高速ブロードバンドの普及については、FTTHのみではなく、CATVや無線も含めたブロードバンド市場全体を考慮すべき。【NTT持株、NTT東西】
- ブロードバンドの普及率を向上するうえでブロードバンドの利活用が最も重要であるため、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析し、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者以外も含めた各主体が果たした役割について、検証すべき【NTT東西】

競争評価制度に関する意見

①評価の観点

- 携帯電話等の無線ブロードバンドを含めたブロードバンド市場の状況、NTTグループをはじめとした企業グループの市場への影響力、NTT東西の活用業務による市場・競争環境への影響、NTT東西の各種接続料による設備競争への影響等の観点から分析、評価すべき。【K-OP】

②評価の手法

- 現在の競争評価制度の市場確定や競争評価手法は、ネットワークレイヤ主体。上位・下位レイヤを含めた競争のグローバル化を視野にネットワークレイヤにとどまらない競争評価手法の確立が必要。具体的には、着信側市場を選択し得ない相互接続の着信市場と、ユーザ利便性向上が求められる小売市場は、全く異質なものとして、欧州における市場画定と同様、別市場と設定することが必要【NTTドコモ】
- SIMロック解除の取組状況やネットワークレイヤへのロックイン度合いなどを含め、上位・下位レイヤ動向を勘案するための追加指標の検討が必要。市場支配力の評価は、定義に照らし、合理的かつ客観的な判断が必要【NTTドコモ】

③その他

- 普及率、整備率、料金及び市場シェア等の動向調査を年1回ではなく、より短いスパンで実施すべき。【SB】
- 独立した評価機関が評価。【SB】

- 競争セーフガード制度は、IP化等が進展する中、公正競争確保を図る観点から、電気通信事業法及びNTT法に基づきこれまで講じられてきた競争セーフガード措置について、市場実態を的確に反映したものとするため、その有効性・適正性を定期的に検証する仕組み。
- 2007年度から毎年度検証を実施。パブコメの意見を踏まえて検証を行い、その結果に基づき、NTT東西に対し必要な要請等を実施。
- 「光の道」構想実現に向けて講じられたNTTの在り方を含めた競争ルールに関する措置について、今後の環境変化に適切に対応するためには、規制の遵守状況、市場の競争状況及び「光の道」構想に関する取組状況等を継続的に検証することが必要であり、その検証の手段としての役割を果たすことが想定される。

検証項目

1 指定電気通信設備制度に関する検証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

- ア 指定要件に関する検証
- イ 指定の対象に関する検証
- ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

- ア 指定要件に関する検証
- イ 指定の対象に関する検証

(3) 禁止行為に関する検証

- 3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証
 - ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証
 - イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証
- 3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

- ア 公正競争要件の遵守状況の検証
- イ 公正競争要件の見直しの必要性についての検証

検証の具体的手順

検証の対象となる各事項について事前に意見公募及び再意見公募を行う。必要に応じて関係事業者等に説明等を求める。検証にあたってはこれを踏まえる。



総務省は、検証結果の案について改めて意見公募を実施。



提出された意見等に対する総務省の考え方を付して、最終的な検証結果を公表するとともに、情報通信行政・郵政行政審議会へ報告。

- 検証は毎年度実施。
- 検証の実施に際しては、総務省が別途実施している競争評価との有機的連携を図る。また、必要に応じて、競争評価における市場画定や評価結果などの活用を図る。

競争セーフガード制度による検証結果(概要)

2007年度

85項目の論点を検証。主に以下の4点をNTT東西に対して要請等。

- 情報の目的外利用の防止等について**周知・徹底等**を改めて要請
- NTT東西・県域等子会社の営業活動におけるOCNとその他プロバイダーの取扱いについて**実質的な同等性を確保**するように改めて要請
- NTT東西・NTTドコモのそれぞれからの受託業務に係る情報の目的外利用の防止等について県域等子会社への**周知・徹底**を図るよう改めて要請
- NTT東西と県域等子会社が実質的に一体となっているおそれがあることから、公正競争確保上の問題が発生しないか引き続き注視(**役員兼任の実態を報告要請**)

2008年度

76項目の論点を検証。主に以下の3点をNTT東西に対して要請等。

- 116番への加入電話の移転申込みを行う加入者に対し、問い合わせがないにもかかわらず、活用業務(光サービス等)の営業活動が行われることのないよう、改めて**周知・徹底**を図るよう要請。
- NTT東日本に対し、「フレッツ・テレビ」の営業において放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるような措置について、改めて**周知・徹底**を図るよう要請。
- NTT東西の営業活動には、禁止行為規制や公正競争要件が適用されるものの、その趣旨がこれらルールの直接的な対象とならない営業子会社で徹底されない場合は、公正競争確保がされない可能性があり、引き続き注視(2007年度と同様、**役員兼任の実態を報告要請**)

2009年度

62項目の論点を検証。主に、以下の点をNTT東西に対して要請等。

- NTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となっているおそれがあることから、公正競争確保上の問題が発生しないか引き続き注視(2007年度・2008年度と同様、**役員兼任の実態を報告要請**)

引き続き注視する事項

- 07年度・08年度の検証結果に基づき、NTT東西に対し所要の措置を要請した事項等については、NTT東西による当該措置の運用を引き続き注視。
- NTT東西の接続関連情報の扱いについて、業務改善命令に基づき、NTT西日本の業務改善計画及び以後2年間にわたり3か月ごとに提出される報告を精査し、適切に対応。

2010年度

56項目の論点を検証。主に、以下の点をNTT東西に対して要請等。

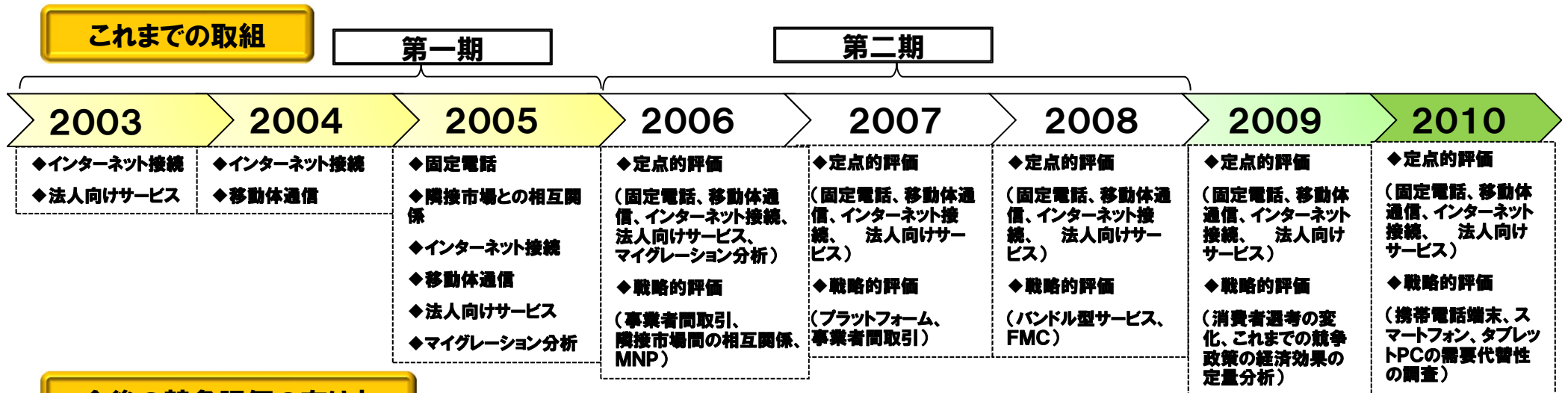
- NTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となっているおそれがあることから、公正競争確保上の問題が発生しないか引き続き注視(2007年度・2008年度・2009年度と同様、**役員兼任の実態を報告要請**)

引き続き注視する事項

- 07年度・08年度の検証結果に基づき、NTT東西に対し所要の措置を要請した事項等については、NTT東西による当該措置の運用を引き続き注視。
- 子会社等との経営関係について、本年度の電気通信事業法等の改正に盛り込まれた措置を継続的なチェックや制度整備実施後3年を目途にした包括的な検証を行う中で引き続き注視。

競争評価の概要

- 競争評価は、事前規制から事後規制に転換する中で、市場動向の変化を踏まえた的確な政策立案を行う観点から、2003年度に開始。
- 具体的には、「実施細目→情報収集→市場画定→競争状況の分析→評価結果(次頁参照)」という手順で、年度ごとに実施。
- 分析・評価は、一定の領域を継続的に対象とする定点的評価と特定のテーマに焦点を当てる戦略的評価を実施。
- 分析手法や評価結果は高度な専門性を必要とする内容となっていることから、外部有識者で構成される「競争評価アドバイザリーボード」において、中立的かつ専門的な見地からの助言を得て実施。
- 競争評価の評価結果は、政策立案の基礎データとして活用。



今後の競争評価の在り方

1. 今後の定点的評価の在り方

- (1) 今後の定点的評価については、引き続き小売市場を対象とする。
- (2) 特にFTTH市場については、従来の指標に加え、幅広い要素を勘案して行う。
- (3) 移動体通信領域については、対象市場の追加(データ通信)や、上位下位レイヤーの動向を補完的に勘案して行う。

2. 今後の戦略的評価の在り方

○ 競争セーフガードとの連携強化

競争評価においては、競争評価と指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適切性について検証する「競争セーフガード」制度との連携強化が課題となっている。今後は、競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項について必要に応じて、戦略的評価のテーマとして分析・評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置付ける。

2010年度の競争評価結果

領域	画定市場 (部分市場を含む)	主要指標の分析		競争状況の評価結果		
		NTTグループのシェア 市場集中度(HHI)		市場支配力の存在	市場支配力の行使	
		今後の留意事項				
固定電話	固定電話 (NTT加入電話、直収電話、 CATV電話、OABJ-IP電話)	80.8% ↓	6643 ↓	◎(単独)	△(レバレッジ懸念)	
	中継電話	市内	74.2% ↓	2228 ↓	○(単独・協調)	×(低)
		県内市外	72.7% →	2134 ↓		
		県外	71.9% →	3278 ↓		
国際	66.5% →	2715 ↓				
	050-IP電話	37.9% ↑	3182 →	△(協調のみ)	×(低)	
移動体通信	携帯電話・PHS	47.1% ↓	3386 →	○(単独・協調)	×(低)	
インターネット接続	ブロードバンド	52.5% ↑	2994 →	○(単独・協調)	△(レバレッジ懸念)	
	FTTH	74.4% →	5703 ↓	○(単独・協調)	△(レバレッジ懸念)	
	ADSL	34.9% →	3258 →	○(単独・協調)	×(低)	
	CATV インターネット	—	2581 ↑	×	—	
	ISP	28.7% ↓	1289 ↓	×	—	
法人向けサービス	WANサービス	67.4% ↓	2308 →	△(協調のみ)	×(低)	
	専用サービス	91.9% →	8451 →	◎(単独)	×(低)	

(※)市場集中度指数はハーフィンダール指数(HHI)による。0(完全競争)~10,000(完全独占)の値をとり、市場集中度が高いほど、10,000に近づく。

(※)◎は「強く存在すること」、○は「存在すること」、△は「何らかの懸念が存在すること」、×は「可能性が低いこと」を意味する。

(※)表中の矢印は対前年度比の増減を表す(シェアについては1ポイント、HHIについては100で上下を表している。)

電気通信事業分野における競争状況の評価2010 抜粋

第3編 今後の競争評価の在り方

第3章 今後の戦略的評価の在り方

2. 競争セーフガードとの連携強化

(1) (略)

(2) (中略)他方、事業者ヒアリングにおいても意見が出されたところであるが、競争評価と、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性について検証する競争セーフガード制度との連携強化についても課題となっている。

競争評価が事業者の各種データ等を用いて独占性の有無や市場集中度等を定量的・定性的に分析するのに対し、競争セーフガード制度が法律に基づき事業者からの意見募集を踏まえて対応するという手法の違いはあるものの、これまでも競争評価の結果と競争セーフガード制度の検証結果については可能な限り相互に活用してきたところである。

しかしながら、特に、上述のとおり、政策的な重要性から幅広い視点での分析が求められているFTTH市場については、そのネットワーク構成や機能が高度化・複雑化している中、従来以上に、FTTH市場の分析及び評価の勘案要素として事業者間取引の状況をより精緻に把握することが必要と考えられる。

(3) このような状況を踏まえ、過去の競争評価においても、戦略的評価において試行的に事業者間取引の取扱いについて検討を行ってきたところであるが、競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置づけることとする。(以下略)